

第4号様式（その1）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令り第26号

令和5年7月3日

住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号

氏名 株式会社 永野紙興

代表取締役 迎 康行 様

綾瀬市長 古 塩 政 由



令和5年6月6日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市吉岡東四丁目14番8号 株式会社 永野紙興 綾瀬工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（生ごみ、紙ごみ、木くず、缶、びん）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和5年7月4日～令和7年7月3日
条 件	別紙のとおり